

令和3年6月定例教育委員会
議案説明資料

議案 5件

計 5件

番号	議案第 17 号	担当	学校教育部教職員課													
議案名	令和 2 年度松原市一般会計補正予算（第 15 号）について															
説明	<p>令和 2 年度松原市一般会計補正予算（第 15 号）を松原市議会第 2 回定例会へ上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた、教育委員会の意見聴取を行うものです。</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>予算科目・事業名</th> <th>補正額</th> <th>左の財源内訳</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教職員課</td> <td>8 教 1 教 2 事</td> <td>千円 24 積 1</td> <td>千円 その他 1</td> <td rowspan="2">奨学基金への積立</td> </tr> <tr> <td>奨学基金費</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容	教職員課	8 教 1 教 2 事	千円 24 積 1	千円 その他 1	奨学基金への積立	奨学基金費	
担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容												
教職員課	8 教 1 教 2 事	千円 24 積 1	千円 その他 1	奨学基金への積立												
	奨学基金費															
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。															

番号	議案第18号	担当	教育総務部学校給食課 市民協働部いきがい学習課																					
議案名	令和3年度松原市一般会計補正予算（第4号）について																							
説明	<p>令和3年度松原市一般会計補正予算（第4号）を松原市議会第2回定例会へ上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた、教育委員会の意見聴取を行うものです。</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>予算科目・事業名</th> <th>補正額</th> <th>左の財源内訳</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">いきがい学 習課</td> <td>8教5社3図</td> <td>千円 10需 116</td> <td rowspan="4">千円 一財 14,200</td> <td rowspan="4">老人センター弁天苑及び天美図書館移転に伴う図書館部分の運営管理に必要な事務用品、システム移設、書架等購入費用の追加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民図書館管理運営事業</td> <td>11役 595</td> </tr> <tr> <td>12委 1,489</td> </tr> <tr> <td>17備 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校給食課</td> <td>8教6保3学</td> <td>千円 18負 211,578</td> <td rowspan="2">千円 一財 211,578</td> <td rowspan="2">学校給食費無償化に伴う補助金の追加</td> </tr> <tr> <td>学校給食業務事業</td> </tr> </tbody> </table>				担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容	いきがい学 習課	8教5社3図	千円 10需 116	千円 一財 14,200	老人センター弁天苑及び天美図書館移転に伴う図書館部分の運営管理に必要な事務用品、システム移設、書架等購入費用の追加	市民図書館管理運営事業	11役 595	12委 1,489	17備 12,000	学校給食課	8教6保3学	千円 18負 211,578	千円 一財 211,578	学校給食費無償化に伴う補助金の追加	学校給食業務事業
	担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容																			
いきがい学 習課	8教5社3図	千円 10需 116	千円 一財 14,200	老人センター弁天苑及び天美図書館移転に伴う図書館部分の運営管理に必要な事務用品、システム移設、書架等購入費用の追加																				
	市民図書館管理運営事業	11役 595																						
		12委 1,489																						
		17備 12,000																						
学校給食課	8教6保3学	千円 18負 211,578	千円 一財 211,578	学校給食費無償化に伴う補助金の追加																				
	学校給食業務事業																							
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。																							

番号	議案第19号	担当	教育総務部学校給食課
議案名	松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市立学校給食センター条例第5条第3項及び同条例施行規則第4条に基づき、松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>(市立関係学校長4名、市立関係学校PTA代表4名、その他教育委員会が必要と認める者2名の計10名)</p> <p>(任期) 委嘱日から令和4年7月10日まで</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立学校給食センター運営委員会委員名簿

任期：令和4年7月10日まで

	ふりがな 氏 名	役職又は所属	選任区分	備考
1	<u>わだ たかよ</u> 和田 貴代	松原市立松原西小学校	市立関係学校長	
2	<u>たきざわ きみこ</u> 瀧澤 公子	松原市立中央小学校	市立関係学校長	
3	<u>ふじわら あきこ</u> 藤原 昭子	松原市立恵我南小学校	市立関係学校長	
4	<u>すみだ まさき</u> 隅田 正樹	松原市立松原第二中学校	市立関係学校長	
5	<u>ぞうらく みつしげ</u> 蔵楽 充重	松原市立松原第五中学校	市立関係学校長	
6	<u>よしい のりまさ</u> 吉井 伯匡	松原市立三宅幼稚園	市立関係学校 P T A 代表	
7	<u>さかもと ひろやす</u> 阪本 浩康	松原市立わかばこども園	市立関係学校 P T A 代表	
8	<u>まつい いくひと</u> 松井 育人	松原市立布忍小学校	市立関係学校 P T A 代表	
9	<u>ささき きよきこ</u> 佐々木 由紀子	松原市立松原第五中学校	市立関係学校 P T A 代表	
10	<u>もり すずむ</u> 森 奏	教育推進課長	教育委員会事務局職員	
11	<u>ながはし あや</u> 永橋 あや	松原市立河合小学校	その他教育委員会が必要と認める者	
12	<u>もりうち ふゆみ</u> 森内 芙由美	松原市立松原第六中学校	その他教育委員会が必要と認める者	
13	<u>ほづみ まさとし</u> 穂積 正俊	松原市医師会	その他教育委員会が必要と認める者	
14	<u>かわむら ただしげ</u> 河村 忠成	松原市立歯科医師会	その他教育委員会が必要と認める者	
15	<u>みちや みえこ</u> 道屋 美恵子	松原市立河合小学校	その他教育委員会が必要と認める者	
16	<u>いけだ ひろみ</u> 池田 ひろみ	松原市立三宅小学校	その他教育委員会が必要と認める者	
17	<u>すえまさ しほ</u> 末正 志穂	松原市立天美北小学校	その他教育委員会が必要と認める者	
18	<u>よしむら りえ</u> 吉村 理恵	松原市立中央小学校	その他教育委員会が必要と認める者	
19	<u>まえだ けいじろう</u> 前田 桂之郎	松原市立松原第五中学校	その他教育委員会が必要と認める者	
20	<u>えすみ ともよ</u> 江角 智代	松原市立天美南小学校	その他教育委員会が必要と認める者	

※下線部が新たに委嘱及び任命する委員

改正

昭和54年3月31日条例第9号

平成6年4月12日条例第13号

平成20年12月19日条例第27号

平成24年3月28日条例第8号

松原市立学校給食センター条例

(設置)

第1条 市立学校において実施される学校給食を効果的かつ能率的に処理するため、学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定に基づき、本市に学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 松原市立学校給食センター

(2) 位置 松原市河合5丁目238番地

(業務)

第3条 給食センターは、教育委員会の指定する学校において実施される学校給食に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 副食物の調理及び配送に関すること。

(2) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関すること。

(3) その他教育委員会において必要と認めること。

(職員)

第4条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 給食センターに松原市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。

3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和47年規則第18号で昭和47年6月1日から施行)

附 則(昭和54年条例第9号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第13号)

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則(平成20年条例第27号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

改正

昭和54年2月26日教育委員会規則第1号

平成元年7月31日教育委員会規則第21号

平成24年11月1日教育委員会規則第13号

平成30年8月9日教育委員会規則第3号

松原市立学校給食センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市立学校給食センター条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき条例施行に関する必要な事項を定める。

(職員)

第2条 条例第4条に規定する松原市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 職員 若干名

(職務)

第3条 所長は学校給食課長の命を受け、給食センターの業務を統括し職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(運営委員の選出)

第4条 条例第5条に規定する運営委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立関係学校長
- (2) 市立関係学校PTA代表
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の委員の定数及び任期)

第5条 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の役員及び役員の任務)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は委員が互選する。

3 委員長は必要に応じて運営委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は給食センターにおいて行う。

(管理)

第8条 給食センターの第10条に規定する使用対象者が行う目的外使用に係る管理については、次条から第18条までに規定するところにより、松原市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(調理実習室等の使用)

第9条 給食センター内の調理実習室又は会議室（以下「調理実習室等」という。）を使用する場合は、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。

(対象者)

第10条 調理実習室等の使用対象者は、食育の推進等に調理実習室等を使用しようとする者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 松原市又は委員会が後援等をする事業を実施する団体

(2) 食育の推進等を行うことを目的とした市内に存する非営利団体

(使用時間)

第11条 調理実習室等の使用時間は、松原市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時30分から午後4時までとする。

(使用申請)

第12条 調理実習室等を使用しようとするものは、使用希望日の3月前から7日前までの間に団体規約、活動報告書等を添えて松原市立学校給食センター施設使用許可申請書(様式第1号)により、委員会に申請しなければならない。

(使用許可)

第13条 調理実習室等の使用許可については、受付順により決定し、松原市立学校給食センター施設使用許可書(様式第2号)を交付する。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、調理実習室等の使用許可を受けた目的以外に使用し、又は調理実習室等の使用に係る権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第15条 調理実習室等の使用料は、無料とする。

(指示の厳守)

第16条 調理実習室等の使用については、委員会の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、調理実習室等を使用後、速やかに使用前の原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、調理実習室等の使用中においてその責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか給食センターの運営について必要な事項は教育長が

定める。

附 則

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年教委規則第1号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第21号）

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日教委規則第13号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成30年8月9日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第20号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市指定有形文化財の指定について		
説明	<p>松原市丹南3丁目に所在する来迎寺が所蔵する紙本著色融通念仏縁起絵巻について、松原市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、松原市指定有形文化財として指定するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

新たに指定する松原市指定有形文化財の概要

今回、新たに市の指定文化財に指定する「来迎寺紙本著色融通念仏縁起絵巻」は、松原市丹南に所在する融通念佛宗寺院の来迎寺が所有する上下2巻の絵巻です。融通念仏縁起絵巻は、平安時代の僧である良忍(1073-1132)の伝記と念仏の靈験譚から成り、融通念仏の起こりとその教えが初めて絵巻としてまとめられた画期的な作品です。正和3年(1314)に最初の絵巻が作られて以降、江戸時代に至るまで多くの絵巻や本が作られました。

絵巻の奥書によると、来迎寺に伝わる絵巻は文亀2年(1502)に真言僧の行慶が転写したもので、元となった絵巻は至徳3年(1386)に中臣俊章が寄進したものです。これは、南北朝時代の勸進聖である良鎮が融通念仏の教えを広める目的で日本全国に配布するため制作したもののうち1本です。これまで、大和の豪族2人が寄進者として知られていましたが、来迎寺の絵巻により3人目の寄進者が明らかになりました。なお、絵巻は元和9年(1623)に布忍清水村(現在の松原市南新町あたり)の僧浄安により来迎寺へ納められたことが明らかですが、それまでの100年近くの話は不明です。

絵巻に描かれた絵は15世紀の奈良絵本風で、人物の描写は同時代に制作された他の絵巻と共通する特徴が見られます。

現状は、所々内容の欠けた箇所があり、そのうち一部は後世に補われています。また、話の内容が本来のものと異なる箇所も見られます。しかし、全体としては残りが良く、彩色も鮮やかさを保っています。

以上のように、来迎寺紙本著色融通念仏縁起絵巻は、松原市を代表する室町時代の貴重な絵巻であり、美術史学及び歴史学の研究においてきわめて学術的価値が高く、本市指定文化財にふさわしいものです。



箱



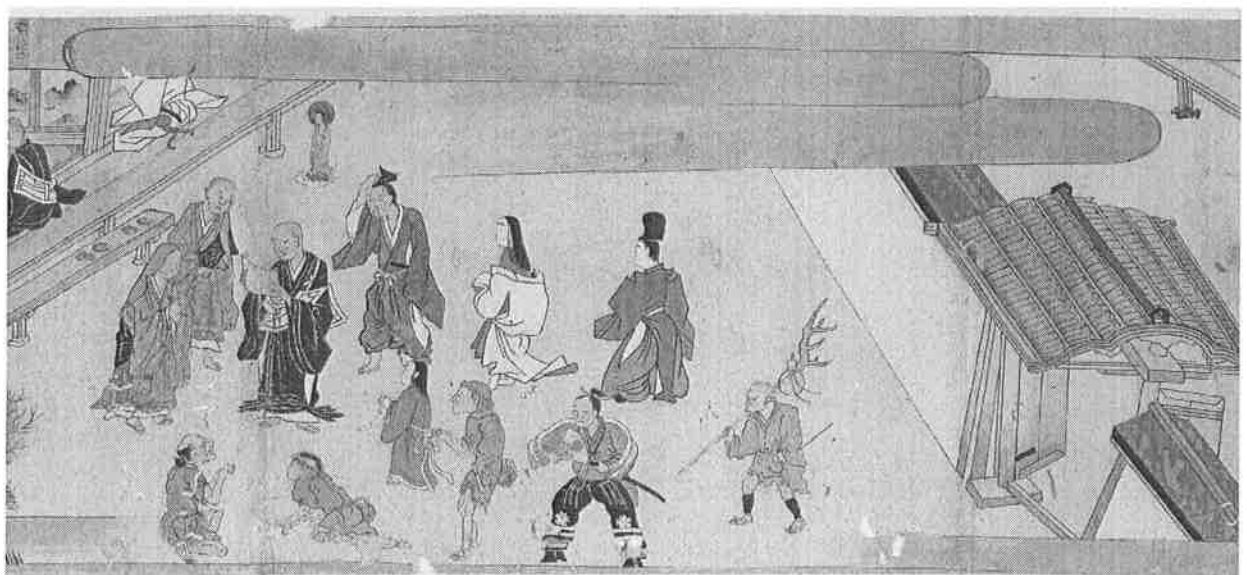
上巻外装



下巻外装



上巻 第1段詞 左：序文末尾～本文冒頭(第2紙～第3紙) 右：序文冒頭(第1紙)



上巻 第2段絵「融通念仏の勧進開始」



下卷 第8段絵「良忍入滅」



下卷 第10段絵「正嘉疫癘」



下卷 第11段絵「光明遍照」

松文第427号
令和3年3月23日

松原市文化財保護審議会会長 殿

松原市教育委員会



松原市指定文化財指定候補について（諮問）

松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により下記の文化財を指定したいので、別紙調書を添えて、同条例第6条第3項の規定により諮問します。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 美術工芸品 絵画	来迎寺 紙本著色 融通念仏縁起絵巻	2巻	松原市丹南3丁目 1-22	来迎寺



令和3年5月20日

松原市教育委員会 殿

松原市文化財保護審議会
会長 西田 孝司



松原市指定文化財の指定について（答申）

令和3年3月23日付け松文第427号で諮問のあった下記の文化財については、松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により松原市指定文化財として指定することが適当であると認めます。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 美術工芸品 絵画	来迎寺 紙本著色 融通念仏縁起絵巻	2巻	松原市丹南3丁目 1-22	来迎寺

松原市指定文化財の種別

大分類	中分類	小分類	事 例	記号
有形文化財	建造物	建築物	社寺、城郭、住宅、公共施設	建
		工作物	橋梁、石塔、鳥居	建工
	美術工芸品	絵画	壁画、仏画、図像、垂迹画、障壁画、肖像画、大和絵、水墨画、障屏画、近世画、浮世絵、近代絵画（明治以降）、清朝画等中国・朝鮮等の絵画	絵
		彫刻	仏像、神像、肖像、伎楽面、舞楽面、行道面、能・狂言面、狛犬、宗教的な霊獣等の像、天蓋、彫像内に納められた納入品（絵画・彫刻・工芸品・文書類等）、中国・朝鮮等の彫刻	彫
		工芸品	鏡像、御生体、懸仏、宝塔、舍利塔、密教法具、磬、柄香、炉、如意、念珠、水瓶、室内具、厨子、笈、斧、鉾、鯛口、鉦鼓、鐘、灯籠等、古神宝類、神輿、扁額、座臥具、唐櫃、机、硯箱、飲食器、服飾、茶道具、楽器、輿車船舶、武具、刀剣	工
		書跡	名家筆跡、和歌、連歌懐紙、短冊、法帖、古筆手鑑、墨跡	書
		典籍	国書、漢籍、仏典、写経、洋本	
		古文書	古文書、個別文書、古記録、古日記、制札、絵図、系図、金石文、木簡	
		考古資料	発掘の状況、出土品の概略及び所有権帰属等が明確なもの	考
		歴史資料	標本、絵図、和歌	歴
無形文化財	芸能関係	雅楽、能楽、歌舞伎、人形浄瑠璃、邦楽、邦踊、話芸	無	
	工芸技術関係	陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、手漉和紙、七宝、截金その他の工芸技術		
民俗文化財	有形民俗文化財	衣服、器具、家屋、その他の物件 (だいがく、地車、唐箕、絵馬)	有民	
	無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 (祭、音頭、おどり、獅子舞)	無民	
記念物	史跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡 (墓)	史	
	名勝	庭園、橋梁、峡谷、その他の名勝地	名	
	天然記念物	動物、植物、地質鉱物	天	

○文化財保護法

発令 : 昭和25年5月30日法律第214号

最終改正 : 令和3年4月23日号外法律第22号

改正内容 : 令和3年4月23日号外法律第22号[令和3年4月23日]

(地方公共団体の事務)

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方文化財保護審議会)

第190条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○松原市文化財保護条例

平成18年3月31日条例第9号

第2章 指定文化財

(指定)

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを松原市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下これらの者を「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、第47条に規定する松原市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通

知して行うものとする。

- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

第7章 松原市文化財保護審議会

(設置)

第47条 法第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関して、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第48条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、文化財に関する識見及び経験を有する者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに退任するものとする。

番号	議案第 2 1 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、PTA協議会及び松原市校長会の体制変更に伴い、新たに委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>(PTA 役員 2 名、学校長 2 名の計 4 名) (任期) 前任者の残任期間 (委嘱日から令和 4 年 9 月 2 4 日)</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和4年9月24日まで

	ふりがな 氏 名	役職または所属	選任区分	備考
1	たなか あつし 田 中 厚 志	松原市議会議員	市議会の議員	
2	うねまつ さいじ 植 松 栄 次	松原市議会議員	市議会の議員	
3	こうもと しんいち 河 本 晋 一	松原市議会議員	市議会の議員	
4	きだ たかし 紀 田 崇	松原市議会議員	市議会の議員	
5	かわち とおる 河 内 徹	松原市議会議員	市議会の議員	
6	のぐち まちこ 野 口 真 知 子	松原市議会議員	市議会の議員	
7	いけうち ひでひと 池 内 秀 仁	松原市議会議員	市議会の議員	
8	つみみ みのる 堤 実	松原市町会連合会副会長	学識経験のある者	
9	やぶの まさかず 藪 野 正 一	桜ヶ丘連合会会長	学識経験のある者	
10	いのうえ あきと 井 上 彰 人	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
11	わたなべ しげき 渡 邊 成 喜	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
12	たなか ひろき 田 中 宏 輝	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
13	よしむら のりよし 吉 村 盛 善	松原商工会議所会頭	学識経験のある者	
14	にき のぶひこ 二 木 信 彦	松原青年会議所元理事長	学識経験のある者	
15	にしだ たかし 西 田 孝 司	社会教育委員	学識経験のある者	
16	やすまつ まきのぶ 安 松 昌 信	柴籬神社名誉宮司	学識経験のある者	
17	あきやま わたる 秋 山 弥	阪南大学教授	学識経験のある者	
18	まつおか ひでお 松岡 日出雄	松原第七中学校長	学校の長	
19	いけがみ ひであき 池 上 英 明	布忍小学校長	学校の長	
20	はしもと あきら 橋 本 明	市長公室長	市の職員	
21	たむら しげちか 田 村 滋 近	市民生活部長	市の職員	

※下線部が新たに委嘱及び任命する委員

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。